

2024 年 11 月 15 日

各位

りそな銀行 信託年金営業部
インサイドビジネス室
DC 運営管理グループ

制度改正に伴う確定拠出年金サービスの一部リニューアルと 12 月のサービス休止のご案内

〔サービス休止日時：①2024 年 12 月 1 日（日）0:00 ～ 12:00
②2024 年 12 月 1 日（日）22:00 ～ 12 月 2 日（月）6:00
③2024 年 12 月 14 日（土）0:00 ～ 12 月 16 日（月）6:00〕

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、12 月は確定拠出年金（DC）制度改正の施行に伴い加入者さま向け Web サイト等の一部リニューアルを実施いたします。また DC 制度改正対応、および追加のシステムメンテナンス作業により、サービス休止日時を変更のうえ休止時間を延長し実施いたします。詳しくは下記をご確認ください。
皆様にはご不便をお掛けし大変恐縮ではございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 2024 年 12 月 DC 制度改正に対応した確定拠出年金サービスの一部リニューアル実施
制度改正内容とこれに対応したりそな DC 加入者サイト、および JIS&T インターネットサービスでのリニューアル内容は【別紙】をご覧ください。
2. 12 月のサービス休止日時
DC 制度改正、追加のメンテナンス作業に伴う各ご利用サービスの休止日時は次の通りです。

サービス	休止日時①* ¹	休止日時②* ²	休止日時③* ³
JIS&T 社 インターネットサービス およびコールセンターサービス	12 月 1 日(日) 0:00 ～ 12:00 (計 12 時間)	利用可	12 月 14 日(土) 0:00 ～ 12 月 16 日(月) 6:00 (計 54 時間)
りそな銀行 確定拠出年金加入者 Web サイト		12 月 1 日(日) 22:00 ～ 12 月 2 日(月) 6:00 (計 8 時間)	
りそな銀行 確定拠出年金スマート フォンサイト			
りそな銀行 確定拠出年金企業サポ ートサイト	利用可		12 月 16 日(月) 1:00 ～ 5:00 (計 4 時間)

(*1、2) 2024 年 12 月 DC 制度改正に伴うサービスのリニューアルのため①12/1(日)0:00～12:00、
②12/1(日)22:00～12/2(月)6:00 の 2 回に分けてサービスを休止いたします。
(*3) システムメンテナンスの追加作業に伴い月次メンテナンス（毎月第 2 月曜日 0:00 ～ 6:00）
の日程を変更のうえ、サービス休止時間を延長いたします。

3. 本件に関するご照会先
りそな銀行確定拠出年金コールセンター
0 1 2 0 - 4 0 1 - 9 8 7 *自動音声に従い「2 #」を押してください
受付時間：平日 9:00～21:00 土日 9:00～17:00
（祝日、振替休日、および年末年始は受け付けておりません）

以 上

2024 年 12 月 DC 制度改正内容と加入者向けサイト（【りそな確定拠出年金サイト】、【JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス】）でのリニューアル内容

No.	対象プラン・項目	制度改正内容	DC 加入者向けサイトでの リニューアル内容								
1	企業型 DC プラン 企業型 DC 拠出限度額の見直し	拠出限度額の算定にあたって、企業型 DC 加入者がそれぞれ加入する確定給付企業年金（DB）等の他制度掛金相当額を反映します。 DB 等の他制度掛金相当額は、DB 等の給付水準から企業型 DC の事業主掛金に相当する額として算定し、他制度には DB のほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度などを含みます。 DB 等の他制度に加入していない場合は、他制度掛金相当額は 0 円とし、企業型 DC の拠出限度額は現行と同じ月額 55,000 円となります。 【企業型 DC の拠出限度額】 <table><tr><th></th><th>改正前</th><th>改正後（2024年12月施行）</th></tr><tr><td>企業型DCのみに加入する場合</td><td>月額55,000円</td><td rowspan="2">月額55,000円 - DB等の他制度掛金相当額 経過措置あり </td></tr><tr><td>企業型DCとDB等の他制度に加入する場合</td><td>月額27,500円 (55,000円から一律27,500円を控除)</td></tr></table>		改正前	改正後（2024年12月施行）	企業型DCのみに加入する場合	月額55,000円	月額55,000円 - DB等の他制度掛金相当額 経過措置あり	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額27,500円 (55,000円から一律27,500円を控除)	追加項目となる「他制度掛金相当額」は、【JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス】で確認できます。 ●「個人ポートフォリオ」メニューより「拠出情報照会」（サブメニュー）画面で確認できます。 ※ご参照：画面イメージ①
	改正前	改正後（2024年12月施行）									
企業型DCのみに加入する場合	月額55,000円	月額55,000円 - DB等の他制度掛金相当額 経過措置あり									
企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額27,500円 (55,000円から一律27,500円を控除)										
2	企業型 DC プラン 企業型 DC 拠出限度額の見直しに伴う経過措置	企業型 DC 掛金の拠出限度額の見直しに伴い、従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けます。 経過措置に該当する企業型 DC プランでは、制度改正前の拠出限度額を適用します。 これは DB 等の他制度掛金相当額が拠出限度額に反映されることで、特に DB 等の給付水準が比較的高い（他制度掛金相当額が大きい）企業の加入者では DC 掛金の拠出枠が小さくなる、あるいは DC 掛金の拠出ができなくなる場合もあることに配慮するものです。	お客さまの所属する企業型 DC プランでの経過措置の有/無は、【JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス】で確認できます。 ●「個人属性」メニューより「個人登録情報照会」（サブメニュー）画面中の「拠出限度額経過措置区分」項目で確認できます。 ご参照：画面イメージ②								

【画面イメージ①】

【画面イメージ②】

【画面イメージ③】

No.	対象プラン・項目	制度改正内容	DC 加入者向けサイトでの リニューアル内容																				
3	企業型 DC プラン iDeCo 拠出 可能見込 み額の算 出方法の 見直し	企業型 DC プランにおいて事業主が拠出する掛金に加え加入者が追加で掛金を拠出（マッチング拠出）する制度を導入している場合には、マッチング拠出を行うか、iDeCo プランに加入するかのいずれかを選択することができます。 企業型 DC 加入者のうち、マッチング拠出を行っていない方には「iDeCo 拠出可能見込み額」画面を表示しています。 ※マッチング拠出実施の方は表示されません 制度改正により見込み額の算出方法を、「他制度掛金相当額」を反映した内容に変更します。 【iDeCo 拠出可能見込み額の算出方法】 次の①、②のうち小さい金額が該当 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後（2024年12月施行）</th></tr><tr><td>①iDeCoの拠出限度額：20,000円</td><td>①iDeCoの拠出限度額：20,000円</td></tr><tr><td>②55,000円（企業型DCとDB等の他制度に加入：27.500円）－事業主掛金額</td><td>②55,000円－DB等の他制度掛金相当額－事業主掛金額</td></tr></table>	改正前	改正後（2024年12月施行）	①iDeCoの拠出限度額：20,000円	①iDeCoの拠出限度額：20,000円	②55,000円（企業型DCとDB等の他制度に加入：27.500円）－事業主掛金額	②55,000円－DB等の他制度掛金相当額－事業主掛金額	iDeCo 拠出可能見込み額は、次の双方のサイトで確認できます。 ●【りそな確定拠出年金サイト】 ログイン後トップページ「iDeCo 拠出可能見込み額を確認」のリンクボタンより確認できます。 ご参照：画面イメージ③ ●【JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス】 「個人ポートフォリオ」メニューより「拠出情報照会」（サブメニュー）画面中の「iDeCo 拠出可能見込額」のリンクボタンより確認できます。														
改正前	改正後（2024年12月施行）																						
①iDeCoの拠出限度額：20,000円	①iDeCoの拠出限度額：20,000円																						
②55,000円（企業型DCとDB等の他制度に加入：27.500円）－事業主掛金額	②55,000円－DB等の他制度掛金相当額－事業主掛金額																						
4	iDeCo プラン iDeCo 掛金 の拠出限 度額の見 直し	拠出限度額の算定にあたって、iDeCo 加入者がそれぞれ加入する DB 等の他制度掛金相当額を反映することで、iDeCo の掛金額についても限度額を見直します。 具体的には DB 等の他制度のみに加入する会社員、また公務員の iDeCo 掛金では上限が 12,000 円から 20,000 円へ引上げられます。 なお iDeCo 掛金の見直しに際し企業型 DC のような経過措置はありません。 【iDeCo 掛金の拠出限度額】 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正前</th><th>改正後（2024年12月施行）</th></tr><tr><td rowspan="3">第2号被保険者（65歳未満）</td><td>企業型DCのみに加入する場合</td><td>月額55,000円－各月の事業主掛金額（月額20,000円を上限）</td><td rowspan="3">月額55,000円－DB等の他制度掛金相当額（※）－各月の事業主掛金額（月額20,000円を上限） ※公務員の場合は共済掛金相当額 経過措置なし </td></tr><tr><td>企業型DCとDB等の他制度に加入する場合</td><td>月額27.500円－各月の事業主掛金額（月額12,000円を上限）</td></tr><tr><td>DB等の他制度のみに加入する場合（公務員を含む）</td><td>月額12,000円</td></tr></table> 【ご参考：従来の限度額が継続する iDeCo 加入者】 <table><tr><th></th><th>拠出限度額</th></tr><tr><td>第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者と家族、学生等） ※65歳未満の任意加入被保険者を含む</td><td>月額68,000円</td></tr><tr><td>第2号被保険者（65歳未満）で企業年金のない会社員</td><td>月額23,000円</td></tr><tr><td>第3号被保険者（20歳以上60歳未満の専業主婦（夫））</td><td>月額23,000円</td></tr></table>			改正前	改正後（2024年12月施行）	第2号被保険者（65歳未満）	企業型DCのみに加入する場合	月額55,000円－各月の事業主掛金額（月額20,000円を上限）	月額55,000円－DB等の他制度掛金相当額（※）－各月の事業主掛金額（月額20,000円を上限） ※公務員の場合は共済掛金相当額 経過措置なし	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額27.500円－各月の事業主掛金額（月額12,000円を上限）	DB等の他制度のみに加入する場合（公務員を含む）	月額12,000円		拠出限度額	第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者と家族、学生等） ※65歳未満の任意加入被保険者を含む	月額68,000円	第2号被保険者（65歳未満）で企業年金のない会社員	月額23,000円	第3号被保険者（20歳以上60歳未満の専業主婦（夫））	月額23,000円	りそな確定拠出年金サイト内で利用可能な次の4つのDCシミュレーションにおいて、拠出限度額の見直し内容を反映しています。 ● [クイックシミュレーション]、[かんたんシミュレーション]、[運用シミュレーション] および [給付シミュレーション]
		改正前	改正後（2024年12月施行）																				
第2号被保険者（65歳未満）	企業型DCのみに加入する場合	月額55,000円－各月の事業主掛金額（月額20,000円を上限）	月額55,000円－DB等の他制度掛金相当額（※）－各月の事業主掛金額（月額20,000円を上限） ※公務員の場合は共済掛金相当額 経過措置なし																				
	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額27.500円－各月の事業主掛金額（月額12,000円を上限）																					
	DB等の他制度のみに加入する場合（公務員を含む）	月額12,000円																					
	拠出限度額																						
第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者と家族、学生等） ※65歳未満の任意加入被保険者を含む	月額68,000円																						
第2号被保険者（65歳未満）で企業年金のない会社員	月額23,000円																						
第3号被保険者（20歳以上60歳未満の専業主婦（夫））	月額23,000円																						